◇**健康増進法施行令の一部を改正する政令**（政令第二一二号）（消費者庁）

1　健康増進法（平成一四年法律第一〇三号）第二六条第一項の特別用途表示の許可等を行うについて必要な試験の手数料のうち独立行政法人国立健康・栄養研究所に納める手数料の額について、八〇万円を超えない範囲内において内閣総理大臣が特別の用途を勘案して定める区分ごとに試験の項目の実費を勘案して定める額とすることとした。（第三条第二号関係）

2　この政令は、平成二五年一〇月一日から施行することとした。

◇**所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とポルトガル共和国との間の条約**（条約第三号）（外務省）

この条約は、経済的及び人的交流等に伴って発生する国際的な二重課税の回避等を目的として日本国とポルトガル共和国との間で課税権の調整等を行うものであり、その概要は、次のとおりである。

1　この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。ポルトガルについては個人所得税、法人所得税及び法人所得に対する付加税、日本国については所得税、法人税、復興特別所得税、復興特別法人税及び住民税に適用する。（第一条及び第二条関係）

2　この条約上、一定の用語は、それぞれこの条約において定義された意義を有し、この条約に定義されていない用語は、各締約国の国内法上有する意義を有する。（第三条～第五条関係）

3　不動産所得に対しては、不動産所在地国において課税することができる。一方の締約国の企業の利得に対しては、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができる。一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。両締約国の企業の間に商業上又は資金上特殊の関係がある場合には、これらの関係がなかったものとした場合の利得につき課税することができる。（第六条～第九条関係）

4　配当に対する源泉地国における課税は、親会社が子会社から受け取る配当については五パーセントを超えない税率により行われ、その他の配当については一〇パーセントを超えない税率により行われる。利子に対する源泉地国における課税は、一〇パーセントを超えない税率により行われ、銀行が取得する利子については五パーセントを超えない税率により行われるが、政府等が取得する利子については源泉地国において課税を免除される。使用料に対する源泉地国における課税は、五パーセントを超えない税率により行われる。（第一〇条～第一二条関係）

5　不動産、不動産化体株式、恒久的施設の事業用資産等の譲渡収益に対しては、源泉地国において課税することができる。その他の財産の譲渡収益に対しては、譲渡者の居住地国においてのみ課税することができる。（第一三条関係）

6　一方の締約国の居住者が勤務について取得する報酬に対しては、一定の場合を除き、その勤務が他方の締約国内で行われる場合にのみ当該他方の締約国において課税することができる。法人の役員報酬に対しては、当該法人の居住地国において課税することができる。一方の締約国の居住者が芸能人又は運動家として他方の締約国内で行う個人的活動によって取得する所得に対しては、当該他方の締約国において課税することができる。（第一四条～第一六条関係）

7　一方の締約国の居住者に支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。一方の締約国等が支払う給料等の報酬及び退職年金に対しては、一定の場合を除き、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。また、教育又は訓練を受けることを主たる目的として一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者が受け取る一定の給付に対しては、当該一方の締約国における課税が免除される。（第一七条～第一九条関係）

8　この条約の各条に規定がない所得に対しては、所得の受益者の居住地国においてのみ課税することができる。（第二〇条関係）

9　取引の主たる目的がこの条約の特典を受けることにある場合には、この条約に定める租税の軽減又は免除は与えられない。（第二一条関係）

10　ポルトガルの居住者が納付する日本国の租税の額は、ポルトガルの租税の額から控除する。日本国の居住者が納付するポルトガルの租税の額は、日本国の租税の額から控除する。一方の締約国の国民及び企業は、租税に関し、同様の状況にある他方の締約国の国民及び同様の活動を行う他方の締約国の企業よりも不利に取り扱われない。（第二二条及び第二三条関係）

11　両締約国の権限のある当局は、納税者の申立てに係る事案及びこの条約の適用等に関する問題を合意によって解決するよう努める。納税者の申立てに係る事案について、二年以内に合意に達することができない場合、納税者の要請により仲裁に付託することができる。（第二四条関係）

12　両締約国の権限のある当局は、この条約の実施又は両締約国等が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令の規定の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。（第二五条関係）

13　この条約は、外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼさない。（第二六条関係）

14　この条約中の条の見出しは、この条約の解釈に影響を及ぼさない。（第二七条関係）

15　この条約は、各締約国がこの条約の効力発生に必要とされる国内手続を完了したことを確認する通告を他方の締約国に対して行い、遅い方の通告が受領された日の後三〇日目の日に効力を生ずる。また、この条約は、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。（第二八条及び第二九条関係）

16　匿名組合契約に関連して取得する所得又は破綻金融機関の株式の譲渡収益に対しては、源泉地国において課税することができること等について規定する。（議定書関係）

17　ポルトガルが、日本国以外の国との間で当該国の居住者である銀行が受益者である利子に対してポルトガルにおける租税を免除する内容の二重課税の回避のための協定を締結したときは、日本国との間においても、銀行が受益者である利子に対して源泉地国において課税を免除される。相互協議手続に係る仲裁の対象をこの条約第九条の対象となる事案に限定するとともに、ポルトガルが、日本国以外の国との間で仲裁に関する規定をより広い範囲で適用する内容の二重課税の回避のための二国間の協定を締結したときは、日本国との間においても当該二国間の協定と同じ範囲の事案を仲裁の対象とする。（議定書関係）

◇**租税に関する相互行政支援に関する条約**（条約第四号）（外務省）

この条約は、各国の税務当局間における租税に関する情報交換、徴収共助及び送達共助の枠組み等について定めるものであり、その概要は、次のとおりである。

1　この条約の締約国は、租税に関する情報の交換、徴収における支援及び文書の送達について相互に行政支援を行う。この条約は、附属書Aに掲げる租税について適用する。（第一条及び第二条関係）

2　この条約上、一定の用語は、それぞれこの条約において定義された意義を有し、この条約に定義されていない用語は、各締約国の国内法上有する意義を有する。（第三条関係）

3　この条約の締約国は、租税の賦課及び徴収並びに租税債権の徴収及び執行等の目的に関連する情報を交換する。被要請国は、要請国の要請があったときは情報を提供する。この条約の締約国は、二以上の締約国の合意によって区分する事案に関して、その合意によって決定する手続に従い、自動的に情報を交換し、事前の要請なしに、自国が保有する一定の情報を他の締約国に提供する。（第四条～第七条関係）

4　いずれかの締約国の要請があったときは、同時税務調査の事案及び手続を決定するため、相互に協議する。（第八条関係）

5　被要請国の権限のある当局は、要請国の権限のある当局の要請があったときは、被要請国における租税に関する調査の適当な部分に要請国の権限のある当局の代表者が立ち会うことを認めることができる。（第九条関係）